

令和6年2月6日

令和5年度函館市ヤングケアラーシンポジウム ヤングケアラーのリアルを知ろう！ SOSが出しにくいのはなぜ

- 1 日時 令和6年2月6日（水）
- 2 場所 函館ロイヤルホテル
- 3 主催 函館市
- 4 講師 斎藤 真緒先生（立命館大学産業社会部）

内容のまとめ（感想も交えながら）

2021年に経済財政運営指針が明文化され2023年4月に「こども家庭庁」が発足した。国をあげて、こどもたちを支援してきたいという思いがある。こども家庭庁では、ヤングケアラー支援体制構築モデル事業として、地方自治体にヤングケアラーコーディネータを配置し、把握・発見したヤングケアラーの支援を関係機関とつないでいくことを始めた。

地方でもヤングケアラーに対する支援が始まっている。群馬県では家事ヘルパー派遣事業が、兵庫県では配食事業が始まった。玄関先まで食事を届け、信頼関係を作ったうえで、少しずつ相談にのっていきこうというものである。

今までの法律は、18歳で切られることが多かった。18歳までは面倒をみてもらっても、その後は制度上支援が打ち切られることが多かった。ヤングケアラーの支援については、子ども・若者育成支援推進法を改正し、30代までを含む若者を対象としている。

講師の先生は、大学の教授ということで、理論が専門かと思ったら、全く違っていた。自ら、障害を持つお子さんを、一馬力で育て、しかも、ヤングケアラー支援に関わる組織を作り、現場第一線で活躍されている。話もぐいぐいと伝わっ

てきた。

介護の流れも大きく変わってきた。家族内で、介護をしてもらう対象で一番多かったのは、義理の娘、つまり嫁だった。2019年の話であった。それが20年近く経った2019年までぐんぐんと下がり、一番低くなってきた。嫁が夫の親の面倒を見るという時代は終焉を告げているとデータは物語っている。

介護疲れの問題も大きい。介護殺人はその象徴である。60歳以上の親族による殺人や心中の事件は、2011年から2021年の間に437件起きており、443名が亡くなっている。実に8日に1件事件が発生している。これに未遂を加えると相当な数になることも容易に想像できる。間柄では、夫婦が214人、親子206人、きょうだい13人となっており、63歳以上のケースが65%ある。さらに、事件発生は、介護は発生して1年以内が多いということである。

介護・看病疲れによる自殺者も急増している。2021年までは、年間200人強であったが、2022年には350人を超えている。グラフを見ると一気に増加している。深刻な状態である。

家族介護も変化している。未婚・離婚の増加によるシングルケアラー、仕事をしながら介護をするワーキングケアラー、

子育てと親の介護のダブルケアラー（サンドイッチ）、多重ケアラー、そしてヤングケアラーなどがある。

さて、ヤングケアラーであるが、法律上には定義がないが、こども家庭庁は次のように定めている。「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。責任や負担の重さに寄り、学業や友人関係に影響が出てしまうことがある。」

例を挙げると、高校1年生の女の子で、お父さんが入院、そのためお母さんがフルタイムの仕事、おばあちゃんは認知症になってしまった。誰が面倒をみたか。そう高1の女の子である。しかし、日中は、高校があるわけで、おばあちゃんの介護はできない。家族で話し合った結果、その子は高校を辞めて、通信制の高校に入りなおした。日中家で勉強して、レポートなどを出すことになる。それと、大学は必ず行かせてもらえるという約束もあった。彼女は5年間介護して、無事進学することができた。言い方を変えると、家族の死以外に彼女の未来を切り拓く道はなかったとも言える。介護がたいへんだった時、レポートの締め切りが間に合わないことが何回かあった。先生は、心配して、相談するように言った。しかし、彼女は先生に相談しなかった。先生に相談すると、彼女はネグレクトされたということにあり、結果的に母親が悪者になってしまうことを恐れたのである。お母さんだって、生活のため、いっぱいいっぱいだったのである。先生には、「本当に困ったら相談します。」と告げて、最後まで打ち明けることはなかった。大学入試試験の時に祖母が亡くなった。彼女は大学生になれた。し

かし、入学して、新入生がみんな、新しい友達、サークル、授業などで華やかに学生生活をスタートしている時に、彼女は全く誰とも話すことができなかった。笑顔もなかった。そんな周りに自分のこれまでの気持ちをぶつけることはできなかった。

家族の中で、家族の面倒を見なければならぬという状況は、どうしても存在する。子どもが障害を持っている場合など、日中預けたとしても、親はいつでもすぐに駆け付けられる場所にいななければならない。24時間自由の利かない限られた空間で過ごすことが求められる。いつしか自分も年をとってくる。今は自分が持っている介護というバトンを誰が引き継ぐのか、社会なのか、家族なのか、大きな問題である。

統計によると、小学校6年生では、6.5%、中学校2年生では5.7%、高校2年生では4.3%が世話をしている家族がいるという回答があった。世話をする対象としてはきょうだいが多かったが、父母や祖父母も多かった。さらに定時制高校になると8.5%、通信制高校では11%ということになり、一般高校より数字が大きくなっていることがわかる。ケアがあることが進路に影響を与えていることもうかがえる。ここまでは、学校という組織で調査ができる。この後が問題である。18歳以上の若者となると、組織から漏れてしまう子も多く、実態が把握できなくなってしまう。しかし、相当な数がヤングケアラーとなっていることは間違いない。

ケアラーという言葉が出てきたが、どうして「介護」ではなく「ケアラー」なのか。介護というと高齢者の、というこ

とになるが、実際のケアは、高齢者だけではない。障害のある兄弟、精神疾患・不調をかかえる親や家族、外国ルーツの子供たちは通訳というケア、依存症の家族のケアなど多岐にわたる。

ヤングケアラーの位置づけであるが、最初はお手伝いから始まる。「ちょっと手伝って」である。それがいつの間にか、ルーティン化しその子の仕事になってしまう。そして、その子が本来自由に使うべき時間やエネルギーがケアに使われてしまう。

ケアは、否定するものではない。しかし、その子にやらせっぱなしになってはいけない。もしその子が「今日はやりたくない。」と言ったらそれを受け止めてあげられる程度にすることが大切である。その子の人生において大切な時間の全てがケアになっていないか、そこは家族で十分、相談すべきである。どんな子でも自分らしい人生生きられる権利があるのである。

介護が原因で仕事を辞める方が年間9万人以上いる。また、介護が終わっても失業した状態である方が72万人（働こうと求人している方）、さらに、ミッシング・ワーカーと言って、働こうとする意識が向かない人も100万人以上いるということも心に留めておかなければならない。

ヤングケアラーが、常軌を越したケアをすることになってしまう前の予防的措置が今一番大切である。遅刻や早退が多い、保健室で過ごすことが多い。幼いきょうだいの送迎をしている。家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある。病院へ家族の付き添いをしている。学校へ行っているべき時間に学校以

外で見かける。子ども食堂での様子に気にかかることがある。生活のために就職やアルバイトをしているなど、「ヤングケアラー」ではないかと気づき、地域で支援していくことが大切である。

川崎市子どもの権利条約子ども委員会のまとめ「まず、おとなが幸せにいてください。おとながしあわせじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。おとなが幸せでないと、子ども虐待とか体罰とかが起きます。条例に“子どもは愛情と理解を持ってはぐくまれる”とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。子どもはそういう中で、安心して生きていくことができます。」

今日の本題で、なぜヤングケアラーはSOSを発信しないのか。

「かわいそうだと思われたくない。」「ほかの子と同じでいたい。」

「家族のことをほかの人に話すほどたいしたことではない。」

「家の中のごたごたを第三者に言ってはいけない。」

「話すのが苦手」などがある。

関係機関の窓口は、近隣の人は、ちょっとしたことに気づいてあげる、そして声をかけてあげる、その第一歩がヤングケアラーが人生を踏み外さないための大切な時期である。

異常な事態まで追い込まれても、どこまで行っても、「その位はほかでもある。」と思いつけて、ぶつりと我慢の糸が切れてしまう。そんな現実も日本のあちらこちらである。行政も可能な限り、支援をしている、またしようとしているが、おのずと限度がある。近隣の若者が、ちょっと暗い表情をしている。なん

か最近おかしいと気づいたら、雑談から声をかけてみる、時には関係機関にそつと情報を提供しておくなど、地域社会が、そして行政の仕組みも含めて、若者

たちを守っていくことが大切だと感じた。

令和6年2月6日まとめ

佐々木 朗